

政 委 第 37 号
平成 25 年 12 月 16 日

環 境 大 臣
石 原 伸 晃 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人環境再生保全機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人環境再生保全機構の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人環境再生保全機構（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 存在意義の明確化

本法人は、独立行政法人として、研究開発を除く環境政策を実施する唯一の機関であり、特殊法人であった時期の業務に加え、石綿による健康被害の救済業務などの業務を行っている。これらの業務は、公益目的のために事業者からの徴収、積立て、出えん、政府の出資や補助、地方公共団体の補助といった様々な性格の資金を受け入れ、適正に分配することを基本として行っている。本法人の業務について、国民の理解をより一層深めるために、次期中期目標において、環境省の政策目標や業務を取り巻く現状を明記の上、本法人の必要性とその役割を明確化するものとする。

第2 業務実施体制の見直し

1 公害健康被害補償業務の一層の効率化

公害健康被害補償業務について、旧第一種地域では、昭和63年以降新規に認定された者はおらず、被認定者の総数は減少していくことが見込まれる。また、都道府県等への補償給付費納付金の納付業務システムが100%オンライン化された一方、汚染負荷量賦課金の徴収業務については、オンライン化率が約50%程度にとどまっている状況である。

このため、次期中期目標期間中に、単純な計算ミス・転記ミスを減らすことが可能となる汚染負荷量賦課金申告のオンライン化について、具体的な目標を設定した上で、強力に推進することとし、委託費の縮減等を通じた業務運営の一層の効率化を図るものとする。

2 承継業務の業務量減への対応

独立行政法人移行時に承継した業務のうち、正常債権の回収については、次期中期目標期間中に大部分が終了する見込みである。また、正常債権以外の債権についても、現時点では順調に回収が進んでおり、管理を要する債権についても順次減少していく見込みである。このため、次期中期目標期間終了時までに債権管理業務を行っている組織の縮減を検討し、その結論を得るものとする。

第3 事務及び事業の見直し

1 公害健康被害補償業務

汚染負荷量賦課金の徴収業務については、現行中期目標期間に実施した実態調査の結果、依然として申告額の修正が多数発生していたことから、前期中期目標期間比50%増の実地調査を行い、適正な申告の調査指導を行ってきたところである。

次期中期目標期間においては、申告額の修正が発生する原因等について分析し、適切な対策をとるものとする。

2 公害健康被害予防業務

地方公共団体が行う事業については、地方公共団体ごとに取り組んでいる内容が異なるが、現行中期目標期間終了時までの事業効果を見極め、地域住民のぜん息の発症予防・健康回復に効果のある事業に重点化して事業の採択・決定を行うものとする。

また、本法人の直轄事業については、実施している事業の効果を継続的に追跡調査することで、効果のあるものに重点化するとともに、事業効果についての情報提供を積極的に実施するものとする。

3 地球環境基金業務

現行中期目標では、「地球環境基金の増額を図るため、積極的に募金獲得活動等を行い、本中期目標期間中における具体的な目標を設定」することとされているが、本来は基金の運用益で実施すべき業務であることを踏まえ、積極的に募金獲得活動に取り組んでいくために、次期中期目標において、より高い募金獲得目標を設定するものとする。

また、当該業務開始から20年が経過したこともあり、これまでの取組を総合的かつ

効果的にPRすることにより、募金の獲得件数及び額の増大に努めるものとする。

4 PCB廃棄物処理助成業務

本業務では、中小事業者が日本環境安全事業株式会社へPCB廃棄物の処理を委託した場合、中小事業者の負担割合を軽減するため、処理費用の一部を助成する業務を行っている。本法人は、ホームページで助成事業の実施状況を公表しているが、現状では、四半期ごとの助成件数（処理台数、処理重量）及び助成金額並びに年度ごとの助成件数及び助成金額のみ公表されている。

当該助成業務の基金の原資は、そのほとんどが国と都道府県の補助金であること、また、PCBの処理状況については国民の関心も高いと考えられることから、現在公表している事項に加え、基金の管理状況、助成に関する審査状況などの幅広い情報提供に努めるものとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 具体的かつ定量的な目標設定

的確な評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

2 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

3 運営費交付金額算定の厳格化

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

4 管理部門のスリム化

次期中期目標期間においては、本法人の効率的な運営を図る観点から、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

5 その他

上記1から4のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。